生産緑地地区の指定について

1 生産緑地地区とは

生産緑地地区は、市街化区域内(練馬区全域)にある農地等が持っている農業生産活動等に 裏づけられた緑地機能に着目し、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全 などに役立つ農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図る地区です。

2 生産緑地地区内の農地等の管理

(1) 生産緑地地区内での建築物などの建設

生産緑地地区内の土地は、農地等として適正な管理をすることが義務づけられ、一定の 農業用施設(原則、許可が必要です。)等を除き、これ以外の建築物などの新築・増改築の 行為は禁止されています。

(2) 生産緑地地区標識の設置 生産緑地地区内の土地では、「生産緑地地区」である旨の標識を設置します。

3 生産緑地地区に指定されるには

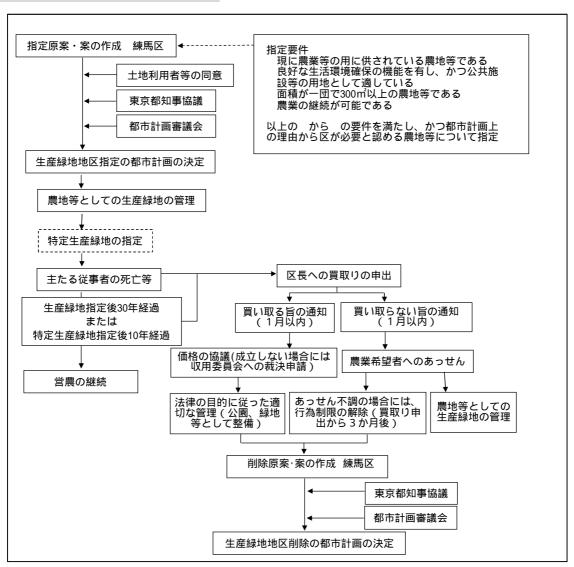
- (1) <u>現に農業の用に供されていること</u> 農地として、適正に肥培管理等を行い、農作物を栽培している土地であること。
- (2) <u>良好な生活環境確保の機能を有し、かつ公共施設等の用地として適していること</u> 保全する農地として良好な都市環境の形成に役立ち、将来の公共施設の敷地として適して いる土地であること。
- (3) 面積が一団()で300平方メートル以上の農地等であること 単独もしくは、近隣の農地等と併せて一団で300平方メートル以上の土地であること。 幅員6メートル以下の道路や水路が介在していても、一団の農地等として認められます。 同一の街区または隣接する街区に存する複数の農地等で、1つの農地等の面積が概ね100平方メートル以上のものであり、概ね500メートルの範囲内に存するものの合計が300平方メートル以上である場合、一団の農地等として認められます。
- (4) <u>農業の継続が可能であること</u> 原則として 30 年間の営農の意志があること。

4 買取り申出について

生産緑地地区に指定された農地等について、次のいずれかの事情に該当する場合は、区長に対して当該農地等の買取りを申し出ることができます。

- (1) 生産緑地地区に指定されてから 30 年を経過したとき (1)
- (2) 農業の主たる従事者の死亡または身体的・精神的障害等により、営農の継続が困難または不可能になったとき(2)
 - 1 特定生産緑地に指定された場合は、買取申出の期限が10年延長されます。
 - 2 農業委員会が発行する生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明が必要となります。

5 生産緑地地区の全体の仕組み



【お問い合わせ先】

*生産緑地地区の新規・追加指定申請の相談、農地の管理に関すること

練馬区農業委員会 事務局

03(5984)1398 Fax03(3993)1451

*都市計画手続きに関すること

都市整備部 都市計画課

03(5984)1544 Fax03(5984)1226

*生産緑地地区の買取り申出に関すること

都市農業課 都市農業係

03(5984)1398 Fax03(3993)1451